

共済募集の手引き

この手引きは共済募集にあたり守るべきことを述べたものです。是非お読みいただき、法令遵守の重要性に対する認識を深めていただくと共に、募集業務における各種規定・ルール of 遵守をお願いいたします。

1. 法令遵守

共済事業は社会性・公共性の高い事業であるため、常にお客様(共済契約者)保護の観点に留意した共済業務を行わなければなりません。

共済の対象は、目に見えない無形のものであり、また、共済事故が起こって初めてその意義がわかるものです。また、共済は「事故が発生した場合に共済契約に基づいて共済金を支払う」ことを共済契約者と約束するもので、共済業務は共済契約者との信頼関係の上に成り立っています。

【具体的には】

- ・ 共済契約者に適正な説明をする
 - ・ 共済契約者に不利益を与えるようなことはしない
 - ・ 共済契約者に虚偽を告げるよう勧めない
 - ・ 共済契約者に特別な利益を提供しない
- などです。



2. 共済募集において守らなければならない法律

共済の業務を行ううえで守らなければならないさまざまな法律があります。その最も基本になる法律が、「消費生活協同組合法」です。

また、その他関連する法律として「金融商品販売法」や「消費者契約法」、「個人情報保護法」などがあります。

これらの主な内容は、次のとおりです。

○消費生活協同組合法（略して「生協法」）

「生協法」は国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的としています。

また、組合は、行う事業によりその組合員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならないと定めています。

○金融商品販売法

「金融商品販売法」は、金融商品販売業者、すなわち銀行・証券会社・保険会社(含共済)が金融商品（預貯金、有価証券、保険、共済など）を販売する際に、金融商品のリスクに対する説明を義務づけるものです。

○消費者契約法

「消費者契約法」は契約上のトラブルから消費者を守ることを目的にしたものであり、消費者契約（消費者と事業者との間で締結される契約）の勧誘に際して、重要事項や消費者に不利益となる事項について説明がなかったり、事業者の威迫行為があった場合には消費者は、その契約を取り消し、損害賠償を請求できると定めています。

○個人情報保護法

「個人情報保護法」は、個人の情報すなわち、生存する個人に関する情報で氏名、生年月日その他の記述等により、どこそこの誰々さんという「特定の個人」が識別できる情報が、不適正に取り扱われ、個人の権利・利益が侵害される危険を未然に防ぐため、そのルールを法的に定めたものです。

3. 重要事項の説明(別添参照)

共済は、「保証」という目に見えないものが対象であるため、お客様には商品内容を正しく理解していただくための説明が重要になります。

【重要事項】

- ①責任開始日および共済期間
- ②共済金額
- ③共済掛金の払込方法
- ④共済金のお支払いの対象となる事故
- ⑤告知義務
- ⑥共済金をお支払いできない場合等



4. 共済募集の禁止行為

生協法では共済契約者等の保護や共済募集の公正を図るために、共済募集を行う場合の禁止行為を定めています。

① 虚偽のことを告げる行為、重要事項を告げない行為

<具体例>

- ・「他の保険とは、一切関係なく支払われます。」
- ・「契約期間が切れても、一週間ぐらいなら補償できます。」
- ・「申込書に書いて印鑑さえ押せば、どんな事故でも共済金はもらえます。」

② 虚偽の告知を勧める行為、告知を妨害する行為

<具体例>

- ・「耐火ではないけど、耐火と書いておけば掛金が安くなります。」
- ・「亡くなったご主人のことを伏せておけば、このまま契約を続けられます。」

③ 特別の利益を提供する行為または約束する行為

<具体例>

- ・「10年間ご契約を続けてくださったので、お礼を差し上げます。」
- ・「契約者を紹介してくだされば、あなたの掛金を安くします。」

④ 誤解を招く他の共済との比較表示

<具体例>

- ・「他の共済は支払いが遅くて、査定が厳しいです。」

⑤ 圧力募集、業務上の不当利用の禁止

<具体例>

- ・「契約しない場合は、町内会の行事に参加できません。」